

第 58 号

熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について

熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年2月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業施行条例（平成30年熊本県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日における法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

民法（明治29年法律第89号）の一部改正に伴う土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。